

事前相談から補助金交付まで

事前相談

補助の対象となるか確認いたしますので、交付申請の前に問合せ先まで事前相談をお願いします。

交付申請

4週間程度

- ※ 交付申請は必ず工事着工前に行ってください。
- ※ 既に居住している場合は、居住日から3ヶ月以内に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・市税に滞納がないことの証明書（市内に住民登録を有する場合）
- ・不動産登記事項証明書等（3ヶ月以内に取得したもの）
- ・リフォームに係る見積書（工事内訳がわかるもの）の写し
- ・補助金算定表（第2号様式）
- ・リフォーム部分の施工前の写真
- ・リフォームを行う住宅の位置図
- ・委任状（第3号様式）※代理申請の場合のみ
- ・戸籍謄本（3親等以内の親族が所有または居住する場合のみ）
- ・世帯全員の住民票の写し（対象空き家に居住している場合のみ）
- ・売買契約書の写し（前所有者が申請者の場合のみ）
- ・1年以上空き家であることを示す書類（電気・水道・ガスの停止日閉栓日が確認できる書類等）
- ・その他参考となる書類

交付決定

工事着工

実績報告

2ヶ月程度

- ※ 工事完了後、速やかに実績報告を行ってください。

【必要書類】

- ・実績報告書（第9号様式）
- ・リフォームに係る領収書の写し
- ・リフォーム工事証明書（第10号様式）
- ・リフォーム部分の施行中及び施工後の写真
- ・補助金請求書（第12号様式）
- ・その他参考となる書類

補助金交付

【注意事項等】

- ・申請書、報告書は原本確認や聞き取り等を行いますので、申請窓口へご提出ください。（郵送、メール等は受付けません）
- ・申請書に押す印鑑は認印で構いませんが、申請書、報告書、請求書はすべて同じ印鑑をお願いします。
- ・代理人により申請の場合は、委任状（第3号様式）が必要です。
なお、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法で禁止されています。

